

第176回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第1号

平成31年1月4日かすみがうら市農業委員会告示第1号をもって、平成31年1月10日(木)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第176回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成31年1月10日(木) 午前10時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 欠席	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

4. 欠席委員

11番 鈴木 良道

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 係長 永田 昌之
主任 水野谷 里子

6. 議事録署名委員

4番 外塚 孝雄 5番 塚本 茂

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第3号 制限除外の農地移動届出の受理について

議案審議について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願の交付決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配
分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午前10時55分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第176回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、会議規則第4条により、11番 鈴木 良道委員から欠席届が提出されております。また、7番 貝塚 光章委員が遅れる旨の連絡がございました。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので 以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願い致します。</p>
議長	<p>齊藤会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、4番 外塚 孝雄委員、 5番 塚本 茂委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から正午までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、正午までといたします。 次に、議案の訂正がありますので事務局長から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(事務局長説明)</p>
議長	<p>次に報告第1号、第2号、第3号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 栗原委員	<p>1月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、栗山委員と塚本委員と私 栗原の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号1番は、 の県道十字路交差点より約500m北に位置する県道沿いの畑1筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請にいたしました。栗を作付けする計画です。 番号2番は、 学校北側の県道沿いの田2筆および約100m西に位置する畑1筆と約300m南西に位置する畑3筆、約500m南西に位置する畑1筆と、約500m西に位置する田1筆、また 方面より約450m南西に位置する田1筆と畑1筆の合計10筆となります。</p>

現況は、いずれもきれいに管理されていました。申請人は父が高齢により耕作困難なため、後継者として就農するため今回の申請に至りました。田は水稻を、畑は粟と野菜を作付する計画です。

番号3番は、のより約100m北に位置する畑2筆になります。現況は多少、雑草が繁茂している状況ですが、耕起により、すぐ畑に戻る状況でした。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。飼料作物を作付する計画です。

番号4番は、学校より約100m南東に位置する畑になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は譲渡人から空き家を購入し、併せて隣接の農地も購入してほしいとの要望のため、今回の申請に至りました。野菜を作付する計画です。

番号5番は、より約500m南西に位置する田になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付する計画です。

番号6番は、のの北側の田1筆と、約200m東に位置する田1筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付する計画です。

番号7番は、のの斜向かいで県道沿いの畑になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請にいたりました。野菜を作付する計画です。

番号8番は、学校より約500m北東に位置する田になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付する計画です。

番号9番は、より約400m南東に位置する畑になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、次の番号10番の農地とそれぞれの所有権を入れ替え、農地管理と農作業の効率化を図るため今回の申請にいたりました。野菜を作付する計画です。

番号10番は、番号9番の畑の隣接になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、番号9番の農地とそれぞれの所有権を入れ替え、農地管理と農作業の効率化を図るため今回の申請に至りました。野菜を作付する計画です。

番号11番は、の公民館より約100m北西に位置する畑になります。現況は多少、雑草が繁茂している状況ですが、耕起により、すぐ畑に戻る状況でした。申請人は経営規模拡大のため今回の申請にいたりました。野菜を作付する計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
議 長	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号10番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号11番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号11番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
議 長	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5番 塚本委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、 の から約500m東に位置する畑3筆と田1筆で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、隣接する山林と原野25,115㎡と申請地を併せて太陽光発電施設を設置するため今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、 の センターの北側に位置し、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地の影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、 公園より約500m北西に位置し、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号4番をご覧ください。 番号4番は、 より約650m東に位置し、第1種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、プラスチック製容器の製造業を営んでおり、事業拡張により大型車両の駐車場および倉庫が必要となったため今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

	<p>また、申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張であり、拡張となる今回の申請面積が既存施設である工場の面積、4,387㎡の1/2以内であることから不許可の例外に該当し、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号5番をご覧ください。</p> <p>番号5番は、の県道沿いにあるより約200m南東に位置し、第2種農地と判断しました。現況は、雑草が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>(7番 貝塚 光章委員 入室)</p>
議 長	<p>番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。なお、議案第2号 番号1番については、3,000㎡以上の案件となることから、18日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにはご承知おき願います。
議 長	次に、「議案第3号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。（議案の朗読を行う）
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
1番 栗山委員	それでは、説明いたします。空中写真で、相当の年月も経っておりますし、法律的にも問題ないということで、現況も空中写真どおりで、3人とも問題なしということで見てきました。以上です。よろしく願います。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 （異議なしの声・意見、質問等なし）
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第3号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。15ページをお開きください。今回利用権の設定は、全体で29件。面積は、73,878㎡です。その内、新規14件で主な作物は水稻・レンコン・苗木となります。再設定は15件で、主な作物は水稻・レンコン・野菜となります。以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 （異議なしの声・意見、質問等なし）
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。

	事務局より説明をお願いします。
事務局	22ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件、面積2,673㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	24ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成30年12月25日付けで農用地利用配分計画(案)の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が1件、面積が2,673㎡です。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。 (意見、質問等なし)
議長	次に、来月の総会は、2月12日(火)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、海東 功委員、外塚 孝雄委員、塚本 茂委員です。 日時は、2月4日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。 よろしくをお願いします。

議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	12月10日開催の農業委員会忘年会収支報告について 平成30年度研修会日程について
議 長	只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。 以上をもちまして、第176回総会を開会いたします。 長時間にわたり慎重審議大変ご苦労様でした。 (午前10時55分閉会)